

<参照条文等>

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 （略）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 （略）

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五～九 （略）

2～4 （略）

○地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産の目標
 - 二 新商品の内容
 - 三 新商品の生産の実施時期
 - 四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 4～6 (略)

○ 地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（平成 16 年 11 月 10 日付け総行第 143 号、各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知）

第 3 財務会計制度に関する事項

- 5 随意契約の方法により契約を締結することができる場合の見直し関係（令第 167 条の 2 第 1 項関係）
- (1) 随意契約の方法により契約を締結することができる場合として、次に掲げる事由が規定されたこと。
- ② 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。（令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
- (2) 上記(1)①及び②で物品等を調達する手続を定める普通地方公共団体の規則においては、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続を規定する必要がある、具体的にはおおむね次のような内容が想定されるものであること。
- ① あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
 - ② 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
 - ③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。